

公益社団法人 日本コンクリート工学会
年次論文査読委員会規程

平成 2年 8月 23日 制定
平成 4年 2月 28日 改正
平成 11年 10月 27日 改正
令和 元年 5月 22日 改正

(目的)

第1条 この規程は、コンクリート工学年次大会委員会（以下「大会委員会」という。）の下に設けられた年次論文査読委員会（以下「査読委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 査読委員会は、学識経験者からなる委員若干名をもって組織する。委員は第3条に定める委員長が指名する。

(委員長)

第3条 査読委員会に、委員長1名を置く。
2. 委員長は、会長が指名する。

(任期)

第4条 委員長の任期は2年とする。
2. 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。委員交代の時期は、コンクリート工学年次大会終了後とし、原則として半数交代とする。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 査読委員会は、次の各号の業務を行う。ただし、重要事項については必要に応じて、大会委員会に付議する。
(1) コンクリート工学年次論文・報告の採否の決定
(2) コンクリート工学年次論文集の編集
(3) 年次論文奨励賞に対する評価
(4) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(査読要領)

第7条 査読要領については、別に細則で定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、査読委員会が発議し、大会委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成2年8月23日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。